

|  |
|--|
| 議案第41号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|--|

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬額について、次のように改正します。

| 職名           | 現行  | 改正後   |
|--------------|---|---|
| 選挙長          | 日額 10,800円  | 日額 12,200円  |
| 投票所の投票管理者    | 日額 12,800円  | 日額 14,500円  |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 11,300円  | 日額 12,800円  |
| 開票管理者        | 日額 10,800円  | 日額 12,200円  |
| 選挙立会人        | 日額 8,900円   | 日額 10,100円  |
| 投票所の投票立会人    | 日額 10,900円<br>(投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,450円) | 日額 12,400円<br>(投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、6,200円) |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 9,600円<br>(投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、4,800円)  | 日額 10,900円<br>(投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,450円) |
| 開票立会人        | 日額 8,900円   | 日額 10,100円  |

(施行期日)

公布の日から施行します。